

約款の改定

■ 対象となるご契約

① がん保険（定期型）

お申込日が 2010 年 7 月 21 日～2020 年 2 月 29 日のご契約

② がん保険（終身型）

お申込日が 2010 年 7 月 21 日～2020 年 2 月 29 日のご契約

③ 医療保険（定期型） ※「がん特約」が付加されているご契約に限ります。

お申込日が 2008 年 4 月 7 日～2015 年 9 月 15 日のご契約

■ 改定日

2020 年 3 月 1 日

■ 改定内容

上記ご契約の給付金のお支払対象となる「上皮内新生物」の範囲を拡大いたします。2019 年 10 月 1 日以降に診断確定された「子宮頸（部）等の高度異形成」については、給付金のお支払対象となる「上皮内新生物」として取扱います。

※2019 年 10 月 1 日より前に診断確定された場合には、「上皮内新生物」としては取扱いません。

※「子宮頸（部）等の軽度異形成および中等度異形成」につきましては、「上皮内新生物」としては取扱いません。

対象となる 保険商品	① がん保険 (定期型)	② がん保険 (終身型)		③ 医療保険 (定期型)	
	主契約・各特約	主契約・右記 2 特約を除く各特約	女性がん特約	女性がん入院特約	がん特約
改定箇所	主契約の別表 1 (対象となる悪性新生物および上皮内 新生物 (「がん」))		別表 1 (対象となる悪性 新生物および上皮 内新生物 (「女性 特定のがん」))	別表 (対象となる悪性 新生物および上皮 内新生物 (「女性 特定のがん」))	別表 1 (対象となる悪性 新生物)
詳細につきましては、 次ページ以降を ご確認ください。	P2～3		P4～5	P6～7	P8～9

対象となる保険商品	改定箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん保険（定期型）の主契約・各特約</li> <li>・がん保険（終身型）の主契約・各特約（「女性がん特約」、「女性がん入院特約」を除く）</li> </ul>	主契約の別表 1 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表 1： 対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

(I) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 0 0 - C 1 4
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 1 5 - C 2 6
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 3 0 - C 3 9
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 4 0 - C 4 1
皮膚の悪性黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 4 3 - C 4 4
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 4 5 - C 4 9
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 5 0
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 5 1 - C 5 8
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 6 0 - C 6 3
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 6 4 - C 6 8
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 6 9 - C 7 2
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 7 3 - C 7 5
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 7 6 - C 8 0
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 8 1 - C 9 6
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 9 7
真正赤血球増加症<多血症>	D 4 5
骨髄異形成症候群	D 4 6
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D 4 7）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D 4 7 . 1
・本態性（出血性）血小板血症	D 4 7 . 3
・骨髄線維症	D 4 7 . 4
・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D 4 7 . 5

(Ⅱ) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
<u>子宮頸(部)の異形成(N87)のうち、高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害(N89)のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害(N90)のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限り。

上記(Ⅰ)(Ⅱ)の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・女性がん特約 ※がん保険（終身型）の特約です。 ※2017年3月31日に販売停止しています。	別表1 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表1：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

(I) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C50
外陰 <u>(部)</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C51
膣の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C52
子宮 <u>頸部</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C53
子宮体部の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C54
子宮の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u> 、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C56
その他 <u>及び</u> 部位不明の女性 <u>生殖器</u> の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C57
胎盤の悪性新生物 <u>&lt;腫瘍&gt;</u>	C58

(II) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮 <u>頸</u> (部) の上皮内癌	D06
その他 <u>及び</u> 部位不明の <u>生殖器</u> の上皮内癌 (D07) のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膣	D07.2
・その他 <u>及び</u> 部位不明の女性 <u>生殖器</u>	D07.3
<u>子宮頸 (部) の異形成 (N87) のうち、高度子宮頸 (部) の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害 (N89) のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害 (N90) のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限ります。

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・女性がん入院特約 ※がん保険（終身型）の特約です。 ※2017年4月2日より販売開始しています。	別表 （対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」））

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表：対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）**

対象となる悪性新生物および上皮内新生物（「女性特定のがん」）とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

(I) 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物〈腫瘍〉	C50
外陰（部）の悪性新生物〈腫瘍〉	C51
膣の悪性新生物〈腫瘍〉	C52
子宮頸部の悪性新生物〈腫瘍〉	C53
子宮体部の悪性新生物〈腫瘍〉	C54
子宮の悪性新生物〈腫瘍〉、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物〈腫瘍〉	C56
その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物〈腫瘍〉	C57
胎盤の悪性新生物〈腫瘍〉	C58

(II) 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膣	D07.2
・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3
<u>子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N87.2</u>
<u>膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N89.2</u>
<u>外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの</u>	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限ります。

上記（Ⅰ）（Ⅱ）の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。

対象となる保険商品	改定箇所
・がん特約 ※「医療保険（定期型）」の特約です。 ※2015年9月15日に販売停止しております。	別表1 （対象となる悪性新生物）

改定内容

※以下のとおり読み替えます。改定箇所は赤字下線部分です。

**別表1：対象となる悪性新生物**

対象となる「悪性新生物」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00 <u>—</u> C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15 <u>—</u> C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30 <u>—</u> C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40 <u>—</u> C41
皮膚の悪性黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43 <u>—</u> C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45 <u>—</u> C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51 <u>—</u> C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60 <u>—</u> C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64 <u>—</u> C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69 <u>—</u> C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73 <u>—</u> C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76 <u>—</u> C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、 <u>原発</u> と記載された又は推定されたもの	C81 <u>—</u> C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
・本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
・骨髄線維症	D47. 4
・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47. 5



<u>上皮内新生物</u>	
・上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
・子宮頸(部)の異形成(N87)のうち、高度子宮頸(部)の異形成、他に分類されないもの	<u>N87.2</u>
・膣のその他の非炎症性障害(N89)のうち、高度膣異形成、他に分類されないもの	<u>N89.2</u>
・外陰及び会陰のその他の非炎症性障害(N90)のうち、高度外陰異形成、他に分類されないもの	<u>N90.2</u>

(注) N87.2、N89.2、N90.2については、2019年10月1日以降に診断確定されたものに限り。

上記の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版におけるコードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、「上皮内新生物」とみなします。

(注) 「Richard分類」でCIN3、VIN3、VAIN3に分類されている病変のうち、2019年10月1日以降に診断確定されたものについては、「上皮内新生物」とみなします。